

議案第102号

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなして適用される同法第6条第7項の規定により、幕別町過疎地域自立促進市町村計画（自平成22年度至平成27年度）を別紙のとおり変更する。

## 別紙

## 幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）

変更箇所	変更前					変更後				
	(3) 計画					(3) 計画				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 22頁9行目	4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設  ふれあいセンター福寿ボイラー更新事業	幕別町		4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設  ふれあいセンター福寿ボイラー更新事業	幕別町			
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	生活支援ハウス運営委託事業 略	幕別町 略		その他	忠類地域通所介護事業送迎車両購入費補助金事業	幕別町	社会福祉法人幕別真幸協会		
					(8) 過疎地域自立促進特別事業	生活支援ハウス運営委託事業 略  忠類地域通所介護事業運営費助成事業 (事業内容) 通所介護事業を実施する社会福祉法人に対し、運営費の一部を補助する。 (事業の必要性) 地域の高齢者が、介護が必要な状況になつても在宅生活が継続できるよう、介護保険サービスの一つである通所介護事業を安定的、継続的に行うことが必要である。 (事業効果) 通所介護事業が安定的、継続的に行われるよう、地域唯一の実施機関である社会福祉法人に対して運営費の一部を補助することで、高齢者の介護サービスの確保が図られ、介護が必要になった高齢者も在宅生活を継続することができる。		幕別町 略  忠類地域通所介護事業運営費助成事業 (事業内容) 通所介護事業を実施する社会福祉法人に対し、運営費の一部を補助する。 (事業の必要性) 地域の高齢者が、介護が必要な状況になつても在宅生活が継続できるよう、介護保険サービスの一つである通所介護事業を安定的、継続的に行うことが必要である。 (事業効果) 通所介護事業が安定的、継続的に行われるよう、地域唯一の実施機関である社会福祉法人に対して運営費の一部を補助することで、高齢者の介護サービスの確保が図られ、介護が必要になった高齢者も在宅生活を継続することができる。	社会福祉法人幕別真幸協会	